

議員提出議案第 七 号

国民の主食・米の輸入に反対し、安全な国民食糧の確保と食糧管理制度の改善・充実をはかり日本農業の自主的発展を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日

提出者	三朝町議会議員	岩本君美
賛成者	三朝町議会議員	平井一義
賛成者	三朝町議会議員	坂出隆
賛成者	三朝町議会議員	矢木勇雄
賛成者	三朝町議会議員	福田家和

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

国民の主食・米の輸入に反対し、安全な国民食糧の確保と食糧管理制度の改善・充実をはかり日本農業の自主的発展を求める意見書

あいつぐ農産物の市場解放によって日本の農民の多数は何を作ってもその経営を維持することが困難になっています。

このうえ米まで輸入することになれば日本農業の柱がくずされ、農民の経営はますます苦しくなります。国民食糧の自給は世界の趨勢です。目先の動きにとらわれることなく、国家百年の大計に立って次の五項目の措置をこうじていただきたい。

- 一、日本農業の土台をくずし、国民の主食を外国に明け渡すコメの輸入は絶対にしないこと。
- 一、日本の主食であるコメについては政府の管理とし、消費者米価を安定させ、農民には生産費と所得を保障するという食糧管理制度の根幹を守り、その改善・充実をすること。
- 一、安全な食糧の安定した確保のため、欧米諸国のように農産物の自給率を向上させ、市場解放を抑制すること。
- 一、輸入農産物の検査体制を強化し、食品添加物規制の緩和措置をやめるなど、食料の安全性にかかわる国の責任を明らかにすること。
- 一、国内農産物の生産費の半分を占める農業用生産資材（農業機械、石油、肥料、ビニール、飼料など）の価格を引き下げること。

以上、地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日

鳥取県三朝町議会